



2020年5月20日

各 位

会 社 名 富士ソフトサービスビューロ株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 諭
(コード番号：6188 東証第二部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 小木曾 雅浩
(TEL. 03-5600-1731)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月20日開催の取締役会におきまして、2020年6月24日開催予定の第37回定時株主総会にて、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、「毎年4月1日から翌年3月31日まで」であります。親会社である富士ソフト株式会社の事業年度は「毎年1月1日から同年12月31日まで」となっております。

親会社との決算期統一を図り、経営計画の策定や業績管理など経営及び事業運営の効率化を推進するとともに、より適時・適切な経営情報の開示を図るため、当社の事業年度を毎年1月1日から同年12月31日までに変更いたしたく、現行定款の変更を行うものであります。

これに伴い、現行定款第12条、第40条及び第42条の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第38期事業年度は2020年4月1日から同年12月31日までの9ヶ月決算となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(定時株主総会の基準日) 第12条 当社は、毎年 <u>3</u> 月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(定時株主総会の基準日) 第12条 当社は、毎年 <u>1</u> 2月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(事業年度) 第40条 当社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月1日より 翌年3月31日までの1年とする。	(事業年度) 第40条 当社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月1日より 同年 <u>12</u> 月31日までの1年とする。
(剰余金の配当の基準日) 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3</u> 月 31日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>9</u> 月 30日とする。 3 <条文省略>	(剰余金の配当の基準日) 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12</u> 月31日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>6</u> 月 30日とする。 3 <現行のとおり>
<新 設> <新 設>	附則
<新 設>	第1条 <u>第40条の規定にかかわらず、第38期の</u> <u>事業年度は、2020年4月1日から同年</u> <u>12月31日までの9ヶ月間とする。</u>
<新 設>	第2条 <u>第42条第2項の規定にかかわらず、第3</u> <u>8期の事業年度の中間配当の基準日は、2</u> <u>020年9月30日とする。</u>
<新 設>	第3条 <u>本附則は、2020年12月31日をもっ</u> <u>て削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月24日(水)

定款変更の効力発生日 2020年6月24日(水)

以 上